特記仕様書

(仕様書の添付省略)

第1条 安城市工事請負契約約款第1条第1項に規定する仕様書のうち、標準仕様書は愛知県企業庁発行工事標準仕様書を準用し添付を省略する。

なお、工事関係提出書類の簡素化が適用される範囲においては、前述の標準仕様書を準用しないものとする。 (施工条件の明示)

第2条 下記項目のうち明示事項■印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。 なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し適切な措置を 講ずるものとする。

	9 20072 9	90								
明	示項目	B	月 示 事 項		制	約	条	件	等	
I	工法関係		工法指定	工法 指定理由						
П	工程関係	•	関連工事	工事内容 発注機関 受注者 施工予定期間	給水装置 給水申込 奥田設備 協議調惠	前(株)	F			
		•	施工の制限	施工内容 時期・時間 施工方法 工事の抑制期間	配水管布	万設工	制可能	寺間午前	[9時から	午後5時まで
Ш	用地関係					7 / 10///	112 · 1 th	ALM L D	10-476	T Kond & C
			借地	場所 時期・時間 使用条件 復旧方法 借地料						
IV	公害関係環境対策		公害防止のため の指定	施工方法 建設機械・設備 作業時間等	低騒音・低振動型建設機械の使用					
	関係		水替·流入防止施設 濁水·湧水処理対策 事業損失防止	施設の内容 設置期間・処理条件 事前・事後調査の区分						
			調査	調査時期・方法 調査範囲 調査項目						
			六価クロム溶出 試験	対象工種・工法 試験実施段階・検体数						
V	安全対策 関係		鉄道等の近接 作業制限	近接する施設 施工方法 作業時間制限						
			交通誘導員等の 配置	配置人員 交替要員 有資格者配置	B 2人	(交差点3 有り		作業時 期間 格者以外	間帯 外 (B)	昼間 2日 配置
VI	工事用道路 関係		一般道路(搬入路) の使用制限	搬入経路指定 時間帯制限						
VII	工事用道路		一般道路の占用 仮道路の設置	片側・全面・時間制限 安全施設等の設置内容	片側占用可 安全施設等の期間					
VIII	関係 仮設備関係		仮設物の指定又は	工事終了後の処置 工種				維持補	修の内容	
			<u>一部指定</u> 仮設物の引渡し・ 引継ぎ	仮設物の内容 期間・時期・条件						
			仮設備の構造等	仮設備の構造 施工方法・設計条件						
IX	建設副産物関係		建設発生土の利用	搬入元 土質区分 土質改良				数量 運搬距 仮置	離	
			建設発生土の搬出	搬出先 土質区分 土壌調査		設発生土		数量 運搬距 その他		13 m ³ L = 9.0 Km
		-	建設廃棄物の処理	廃棄物の種類 処理施設の名称 その他 廃棄物の種類	建設汚跡中間処理	里施設		数量 運搬距 数量	層	0.2 m ³ L = 30 Km以下 3 m ³
				処理施設の名称 その他	中間処理			運搬距	離	L = 3.0km

X	工事支障物	占用支障物件	物件名	
	等		管理者(所有者)	
			支障物件の位置	
			移設時期	
			工事方法・保護方法	
		新設占用物件と	物件名	
		重複工事		
ΧI	薬液注入	施工、管理方法	工法区分	注入材料
	関係		注入量	施工範囲
			その他	
XΙ	その他	現場発生品	品名・規格等	数量
			納入場所	運搬距離
			再使用の有無	
		支給品及び貸与品	品名・規格等	数量
			引渡場所	
		部分使用	使用箇所	使用時期
			使用目的	

(予定週工程表の提出)

第3条 工期が2週間以上にわたる場合は予定週工程表を提出するものとする。

(使用機械の選定)

第4条 設計書に明示された機種及び規格(指定機械は除く)は標準的な仕様であり、使用機械選定については監督員とよく打合せをして選定すること。

2 使用する機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」の別表-1の認定を受けた機械を使用すること。

(環境保全の配慮)

第5条 低騒音、低振動型建設機械の使用に努め、周辺地域への環境保全に配慮すること。

(建設リサイクル法)

第6条 請負契約金額500万円以上の場合は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104条) に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事となるので、適正に手続きを行うこと。

(建設副産物の発生抑制及びリサイクルの推進)

第7条 建設副産物の発生抑制及びリサイクルの推進を図るため、愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱に遵守し、適正に手続きを行うこと。また、請負契約金額100万円以上の場合は、「建設リサイクルデータ統合システム(CRE DAS)」により再生資源利用計書(実施書)及び再生資源利用促進計画書(実施書)を作成すること。なお、計画書は施工計画書に添付し、実施書は完成図書に添付するとともに電子データを提出すること。

(コリンズの登録)

第8条 請負契約金額500万円以上の場合はコリンズ(CORINS)に適正に登録すること。

(リサイクル資材の活用)

第9条 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用拡大に努めること。

(施工計画書)

第10条 受注者は、施工計画書の作成にあたり、省略する項目について監督員と協議し、その指示に従わなければならない。 (履行報告)

第11条 受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真を添付しなければならない。

(電子納品)

第12条 電子納品の対象及び電子情報の作成に係る基準は別に定める安城市電子納品運用手順書(以下「手順書」という。)によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。その他疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

(県産品の優先使用)

第13条 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には県内産品の優先使用に 努めるものとする。

(埋設物の事前調査)

第14条 工事施工区間に占用物(下水道・ガス・NTT等)がある場合は、事前に占用者と立ち会いを行い、埋設位置・深さ等を把握すること。

(家屋等の事前調査)

第15条 家屋等の事前調査は、塀及び土間コン等のひび割れ傾き、境界杭等の現況を地権者立会いの下で行い 監督員に報告すること。また、このとき撮影した写真等資料を整理すること。ウエルポイント工を施工する場合は、 井戸の有無及び水位の確認をし合わせて監督員に報告すること。

(境界杭の復旧)

第16条 工事の施工前に行う境界の確認及び境界杭の移動(逃げ、戻し)については、地権者立会いの下で行うこととし、 筆界については、杭の有無に係わらず施工前及び施工後の写真(位置の確認が出来るもの)を完了時に提出するもの とする。

(公共基準点)

第17条 公共基準点の付近で工事を施工する場合は、安城市公共基準点管理保全要綱に基づき適切に管理保全すること。 (交通誘導員の配置)

第18条 交通誘導員の配置について国・県道及び1・2級市道については、1人以上の有資格者(公安委員会の検定資格者) を配置すること。

(道路使用)

第19条 受注者が道路使用許可の申請書類を作成し、監督員の内容確認後に申請を行うこと。また、許可書の写しを 監督員へ提出し、許可書の原本は工事現場にて携帯すること。

(関連工事との調整及び工程計画)

第20条 関連工事、近接工事等との調整を主体となって十分に行い、それらまで考慮した全体的な工程を計画し、円滑に 作業を進め工期内に完了すること。また必要に応じて工程調整会議を主催し、計画立案後のフォローアップを行い 工程計画の確実な履行に努めること。

(設計図書への疑義)

第21条 設計図書に疑義のある場合は、入札に先立ちこれを正すものとし、契約締結後は発注者の解釈に従うものとする。 (水道工事留意事項-設計要綱の適用)

第22条 施工は「安城市水道工事設計要綱」を標準とし、疑問を生じた場合は、受注者の判断によることなく、監督員とよく 打合せをすること。

(水道工事留意事項-使用材料)

第23条 砲金類は、鉛の含まれていないものを使用すること。

(水道工事留意事項ー水道配水用ポリエチレン配管の技術者配置)

第24条 水道配水用ポリエチレン配管について、「水道配水用ポリエチレン配管施工講習」の受講者が施工すること。また受講証を施工前に提示すること。

(水道工事留意事項-NS配管の技術者配置)

第25条 NS配管作業を行う配管工については、日本水道協会配水管工技能講習修了者、または日本ダクタイル鉄管協会耐震 形継手配管技能講習修了者を配置し、かつ講習を修了したことを証明する書類を施工前に提示すること。このとき、元請 下請の別は問わないものとする。

(水道工事留意事項ー給水装置工事主任技術者の指名)

第26条 本工事において、水道法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(水道工事留意事項-工事完了図面等の完了時提出)

第27条 工事完了図面(しゅん工図、CAD図面)及び公道分切替台帳は、工事完了時に提出すること。このとき、CAD図面 については監督員と協議のうえ省略することができる。

(水道工事留意事項ーバルブ操作時の事前打合せ)

第28条 水道管の洗管は、水道工務課職員で行うため、日程・通水・住民周知方法等について事前に打ち合わせをすること。 (水道工事留意事項 - 石綿管の撤去)

第29条 本工事及び関連工事において石綿管を撤去する場合は「石綿障害予防規則」を遵守すること。

(水道工事留意事項-個人情報の守秘)

第30条 本工事により知り得た個人情報は他に漏らさないこと。

(水道工事留意事項-下水道工事との同調施工)

第31条 公共下水道築造工事の掘削範囲内に水道管を布設する場合は、水道管布設及び埋設テープ布設を施工するものとし、管下から水道管上100mmまで細粒改良土にて埋戻し、これの確認のため位置の検測及び写真撮影すること。 また、細粒改良土の費用は下水道工事の負担となっているため、下水道工事受注者とよく調整すること。 (水道工事留意事項-工事日報の提出)

第32条 現地施工を行うときは、作業内容等を施工日ごとに記録し、工事記録とともに完了時に提出すること。 この日報には、配管図(EF継手チェックシート等と整合すること)、作業内容、作業車両、使用資機材、現地作業員、 交通整理員、その他監督員と協議し必要と定めた事項を記録するものとする。

(水道工事留意事項-公道分切替写真の全件管理)

第33条 公道分切替を行う工事は、公道分切替台帳と現地との整合を確認するため、全箇所において給水管、止水栓、メーター等の布設位置が確認できるよう公道分切替工の工事写真管理を行うこと。また、取出口径25mm以上の場合は分岐状況等の確認ができる写真を合わせて提出すること。

(水道工事留意事項-水道用識別マーカーの設置)

第34条 水道用識別マーカーを設置するときは、水道管上30cmの位置に垂直に設置すること。

(水道工事留意事項-緊急本管修繕等への協力)

第35条 本工事契約期間内において安城市水道事業から緊急本管漏水修繕等の依頼があったときは、監督員と協議のうえ、可能な限り協力に応じること。

(契約書の設計図)

第36条 本工事の契約書に添付する設計図はA3サイズを標準とするが、設計図中に特別に表記のあるときは、それを適用されたい。